申請から支給までの流れ

R6.4.1以降, 市内の事業所で初めて介護職等として就労

対象者は、新規就労奨励金の申請書類を準備

※事業者は、申請者の雇用状況を証明

就労1年目

◇必要書類

- ・申請書 ・雇用契約等の写し
- ・申立書兼同意書・雇用状況等証明書(事業者が証明)
- ・介護福祉士資格登録書の写し(有資格者の場合) ・口座振込依頼書

対象者は, 市に申請書類を提出

市は、申請受付後、支給決定通知を交付し、指定口座に奨励金を振込

継続1回目 就労期間が1年以上経過後、市は対象者・事業所に申請案内(年2回 4・10月)

対象者は、継続就労奨励金の申請書類を準備

※事業者は、申請者の就労状況を証明

就労2年目

◇必要書類

- 申請書
- ・就労状況等証明書(事業者が証明)
- 口座振込依頼書

対象者は,市に申請書類を提出

市は、申請受付後、支給決定通知を交付し、指定口座に奨励金を振込

就労3年目~

継続2回目 就労期間が2年以上経過後、市は対象者・事業所に申請案内(年2回)

※継続1回目と同様に申請

継続3回目 就労期間が3年以上経過後,市は対象者・事業所に申請案内(年2回)

※継続1回目と同様に申請